

GPL の派生物の議論に関する「検討事項」

1. あるプログラム(例えばアプリケーションプログラム)と GPL 対象プログラム(例えばライブラリプログラム)を静的リンクした場合、実行形式プログラム全体が GPL 対象となるか？

実行形式プログラム全体が GPL 対象プログラムの、米国著作権法にいう derivative work に相当し、GPL 対象プログラムの著作権者の権利が及ぶために使用許諾を得なければならないのか？

それとも、GPL の当該条項を承諾したために、契約を遵守するために GPL 対象としなければならないのか？

2. あるプログラムと GPL 対象プログラムを動的リンクする場合、そのプログラムは GPL 対象となるか？

3. Linux カーネルのダイナミックロードブルモジュールは GPL 対象となるか？

4. Linux のデバイスドライバはダイナミックロードブルモジュールの形態をとることが多いが、GPL 対象となるか？

5. Linux のアプリケーションプログラムは GPL 対象とならないか？

Linus Torvalds が Linux のアプリケーションプログラムは GPL 対象とならないと宣言しているが、これがないと、GPL 対象になるのか？

6. Linux を使用する組み込み機器の場合はアプリケーションを含めてひとつの実行形式プログラムとなると思われるが、全体が GPL 対象となるのか？

7. C 言語や C++言語を用いる場合はプログラム中で用いられるデータ構造やマクロを定義するためにヘッダ・ファイルを使用する。GPL により頒布されるヘッダ・ファイルを使用する場合、そのプログラムは GPL 対象となるか？

以上